

政令第 号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地）」に改め、同条中「第百十七条第三号」を「第二百九十条第三号イ」に改め、同条第三号中「第百十七条第二号」を「第二百九十条第二号」に改め、「建築物その他の施設の整備に関する」を削り、同条第四号中「防災街区整備地区計画」を「特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

(防災都市施設の整備のために必要な土地)

第五十九条 法第二百九十条第三号口の政令で定める土地は、防災都市施設の整備に関する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

第七章 雑則

(大都市等の特例)

第六十条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下この条において「特例市」という。)(において、法第二百九十七条の規定により指定都市、中核市又は特例市の長が行う事務は、法第五章第三節、第九十一条第一項及び第九十二条第一項、法第九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務とする。

(事務の区分)

第六十一条 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十六条に規定する事務（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限り。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第三項に規定する事務

第二十条（見出しを含む。）中「組合」を「計画整備組合」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第四章 防災街区整備事業

第一節 総則

（不適合建築物の数及び建築面積の割合の最低限度）

第二十四条 法第百十八条第一項第三号イ及びロの政令で定める割合は、二分の一とする。

第二節 施行者

第一款 総則

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧）

第二十五条 市町村長は、法第百二十八条第一項（法第百二十九条第二項において準用する場合を含む）

）、第四百四十三条第一項（法第五百五十七条第二項並びに第八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（法第五百五十七条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項（法第七十二条第二項及び第七十五条第二項において準用する場合を含む。）、又は第八十三条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、縦覧の場所及び時間を公告した上で、その図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しななければならない。

（事業計画等の縦覧）

第二十六条 法第四百四十条第二項（法第五百五十七条第二項、第六十九条、第七十二条第二項並びに第八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、又は第八十一条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長又は地方公共団体が行う縦覧は、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告した上で、当該市町村又は地方公共団体の事務所において行わなければならない。

第二款 個人施行者

(個人施行者の選任する審査委員)

第二十七条 次に掲げる者は、個人施行者が選任する審査委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 審査委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

3 個人施行者は、審査委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他審査委員たるに適しないと認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、その審査委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

第三款 防災街区整備事業組合

(事業組合の役員等の解任の請求等についての都市再開発法施行令の準用)

第二十八条 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第八条から第十七条まで及び第十

九条の規定は、法第四百四十八条第三項及び第四百五十五条第三項において準用する都市再開発法第二十六

条第一項及び第二項の規定による防災街区整備事業組合（以下「事業組合」という。）の理事若しくは監事又は総代の解任について準用する。この場合において、同令第十七条中「法第二十六条第二項（法第三十六条第三項において準用する場合を含む。）又は法第二百二十五条第六項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四百四十八条第三項若しくは第五百五十五条第三項において準用する法第二十六条第二項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項」と、同令第十九条中「法第三十六条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項、法第二百二十五条第六項後段並びに第八条、第九条、第十一条、第十三条（前条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条（前条第三項において準用する場合を含む。）及び前条第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第五百五十五条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項並びに第八条、第九条、第十一条、第十三条及び第十六条」と読み替えるものとする。

（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更に関する特別議決事項）

第二十九条 法第五百五十条第一号に掲げる事項のうち法第五百二十二条の政令で定める重要な事項は、次に

掲げるものとする。

一 参加組合員に関する事項の変更

二 事業に要する経費の分担に関する事項の変更

三 総代会の新設又は廃止

四 その他国土交通省令で定める事項

2 法第百五十条第三号に掲げる事項（事業計画の変更に係るものに限る。）のうち法第百五十二条の政令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の変更

二 工区の新設、変更又は廃止

三 個別利用区の新設、変更又は廃止

3 法第百五十条第三号に掲げる事項（事業基本方針の変更に係るものに限る。）のうち法第百五十二条の政令で定める重要な事項は、施行地区の変更とする。

（事業組合に置かれる審査委員）

第三十条 第二十七条の規定は、事業組合に置かれる審査委員について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県知事の承認を受けて」とあるのは、「総会の議決を経て」と読み替えるものとする。

第四款 事業会社

(事業会社の選任する審査委員)

第三十一条 第二十七条の規定は、事業会社が選任する審査委員について準用する。

第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等

(延滞金)

第三十二条 法第八十六条第二項(法第八十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により徴収することができる延滞金の額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る負担金の額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、その負担金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があった負担

金の額を控除した額とする。

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等

(収用委員会の裁決の申請手続についての都市再開発法施行令の準用)

第三十三条 都市再開発法施行令第二十三条の規定は、法第九十四条第二項において準用する都市再開発法第六十三条第三項の規定による収用委員会の裁決の申請について準用する。

(設置又は堆積^{たい}の制限を受ける物件)

第三十四条 法第九十七条第一項の政令で定める移動の容易でない物件は、その重量が五トンを超える物件(容易に分割され、かつ、分割された各部分の重量がそれぞれ五トン以下となるものを除く。)とする。

第二款 権利変換手続

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出に係る基準面積)

第三十五条 法第二百二条第二項第二号の政令で定める面積は、当該施行地区に係る特定防災街区整備地

区若しくは防災街区整備地区計画に関する都市計画において定められた建築物の敷地面積の最低限度の
数値又は百平方メートルのうち、いずれか大きい数値（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する施
設で公益上必要なものの用に供する宅地にあつては、当該数値を超えない範囲内で施行者が別に定める
数値）とする。

（防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分及び防災施設建築物の共用部分の共有持分の割
合）

第三十六条 法第二百五条第一項第二号に掲げる者が取得することとなる防災施設建築物の所有を目的と
する地上権（以下この条において単に「地上権」という。）の共有持分及び当該防災施設建築物の共用
部分の共有持分の割合は、次の式によって算出するものとする。

$$R_1 = \frac{A_{r1}}{A_{r1}}$$

この式において、 R_1 、 A_1 、 A_i 、 r_1 及び r_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_1 その者が取得することとなる地上権の共有持分又は防災施設建築物の共用部分の共有持分

の割合

A₁ その者が取得することとなる防災施設建築物の一部の床面積。この場合において、当該防災施設建築物の一部の床面積当たりの容積が著しく大又は小であるときは、必要な補正を行うものとする。

A_i 地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築敷地にある各防災施設建築物の一部の床面積、防災施設建築物の共用部分にあつては当該防災施設建築物の共用部分を共用する各防災施設建築物の一部の床面積。この場合において、同一床面積当たりの容積が著しく大又は小である防災施設建築物の一部があるときは、当該防災施設建築物の一部の床面積について必要な補正を行うものとする。

「1 地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の利用価値による比率で A₁ に対応するもの、防災施設建築物の共用部分にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率で A₁ に対応す

るもの

r_i 地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築敷地にある各防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値による比率で A_i に対応するもの、防災施設建築物の共用部分にあつては当該防災施設建築物の共用部分を共用する各防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築物の共用部分に対する利用上又は構造上の依存度による比率で A_i に対応するもの

(過小な床面積の基準)

第三十七条 法第二百十二条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 人の居住の用に供される部分については、二十五平方メートル以上五十平方メートル以下
- 二 事務所、店舗その他これらに類するものの用に供される部分については、十平方メートル以上二十平方メートル以下

(価額についての裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定)

第三十八条 法第二百十八条第三項の規定による土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の準用に

ついでに技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替えるべき規定</p>	<p>第九十四条第三項</p>			
<p>読み替えられるべき字句</p>	<p>前項</p>	<p>相手方の氏名及び住所</p>	<p>事業の種類</p>	<p>損失の事実</p>
<p>読み替える字句</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百十八条第一項 施行者の名称及び事務所の所在地 防災街区整備事業の名称 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項の権利変換計画において定められた同項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利及びそ</p>			

	第九十四条第四項			
	損失の補償の見積及びその内訳	協議の経過	「前条	第九十四条第三項
これらの価額	前号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額の見積り及びその内訳	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十六条第二項の規定により提出した意見書の内容及び同条第三項の規定により施行者のした処分	同条（見出しを含む。）中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条	密集市街地における防災街区の整備

	第九十四条第五項	第九十四条第六項	
	「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、	収用委員会	相手方
<p>の促進に関する法律第二百十八条第三項において準用する第九十四条第三項</p>	同条中	<p>収用委員会」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「裁決申請者</p>	<p>及びその相手方</p>
<p>の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物</p>	<p>損失の補償及び補償をすべき時期</p>		<p>及び施行者</p> <p>密集市街地における防災街区の整備</p>

	又はこれらに関する権利の価額
同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項
第九十四条第八項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第三項において準用する第九十四条第八項
第六十三条第三項中	第六十三条第二項中「損失の補償」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第

<p>裁決申請者又はその相手方（これら</p>	<p>若しくはその相手方</p>	<p>第九十四条第三項</p>	
<p>裁決申請者</p>	<p>若しくは施行者</p>	<p>三項 三項において準用する第九十四条第 三項 の促進に関する法律第二百十八条第 三項において準用する第九十四条第 三項</p>	<p>業計画」と、 十六号又は第十七号に掲げる宅地若 しくは建築物又はこれらに関する権 利の価額」と、同条第三項中「事業 の認定」とあるのは「密集市街地に おける防災街区の整備の促進に関す る法律による防災街区整備事業の事 業計画」と、</p>

	第九十四条第七項	の者のうち起業者である者を除く。	
第九十四条第八項	損失の補償及び補償をすべき時期	<p>この法律</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</p>	<p>損失の補償及び補償をすべき時期</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額</p>
	損失の補償については、裁決申請者及びその相手方	裁決申請者及び施行者	

<p>第三百三十三條第一項</p>	<p>損失の補償</p>		<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五條第一項第三号、第八号、第十六号又は第十七号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額</p>
<p>第三百三十三條第二項</p>	<p>起業者 土地所有者又は関係人</p>	<p>施行者 裁決申請者</p>	<p>事業の進行及び土地の収用又は使用 事業の進行</p>
<p>第三百三十四條</p>	<p>事業の進行及び土地の収用又は使用</p>		<p>事業の進行</p>

(差押えがある場合の通知等についての都市再開発法施行令の準用)

第三十九條 都市再開発法施行令第三十四條の規定は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はその宅地に存する既登記の借地権に差押えがされている場合について準用する。この場合において、同条第一項中「法第七十條第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一十條第一項」と、同条第二項中「第二十五條各号に掲げる軽微な変更」とあるのは「密集市街地における防

災街区の整備の促進に関する法律第二百四条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更」と、同条第三項中「法第七十条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百一条第五項」と、「組合」とあるのは「防災街区整備事業組合」と読み替えるものとする。

2 都市再開発法施行令第三十五条から第四十条までの規定は、法第二百二十七条において準用する都市再開発法第九十四条第一項又は第四項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による法第二百二十七条に規定する補償金等の払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分について準用する。この場合において、同令第三十八条第一項及び第三項中「法第九十四条第五項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十七条において準用する法第九十四条第五項」と、同条第一項第一号及び第三項中「法第八十五条第三項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百十八条第三項」と読み替えるものとする。

（土地の明渡しに伴う損失補償に係る裁決申請等について土地収用法を準用する場合の読替規定）

第四十条 法第二百三十二条第五項において準用する法第二百十八条第三項の規定による土地収用法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	第九十四条第三項	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第九十四条第四項	<p>「前条</p> <p>第九十四条第三項</p>	<p>「と、同条第一項中「前条</p> <p>同条（見出しを含む。）中「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、同条第一項中「前条</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第五項において準用する同法第二百十八条第三項において準用する第九十四条第三項</p>	
<p>「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、</p>	<p>「事業認定申請書」とあるのは「裁決申請書」と、</p>	<p>同条中</p>	
		<p>同条中</p>	

	第九十四条第五項	第九十四条第六項	<p>収用委員会</p>	<p>相手方</p> <p>及びその相手方</p> <p>第九十四条第八項</p>	<p>前二項</p>
<p>収用委員会」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「裁決申請者</p>	<p>施行者</p>	<p>及び施行者</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第五項において準用する同法第二百十八条第三項において準用する第九十四条第八項</p>	<p>事業の認定」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の事業計画又は権利変換計画」と、</p>	

<p>第百三十三條第二項</p>	<p>第九十四條第八項</p>	<p>第九十四條第七項</p>				
<p>起業者</p>	<p>その相手方</p>	<p>この法律</p>	<p>の者のうち起業者である者を除く。</p>	<p>若しくはその相手方</p>	<p>第九十四條第三項</p>	
<p>施行者</p>	<p>施行者</p>	<p>この法律又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</p>	<p>判決申請者</p>	<p>若しくは施行者</p>	<p>第十四條第三項 第十八條第三項において準用する第九十四條第三項 第五項において準用する同法第二百十八條第三項において準用する第九十四條第三項 第五項において準用する同法第二百十八條第三項において準用する第九十四條第三項</p>	<p>「前二項 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二條</p>

第百二十四条		事業の進行及び土地の収用又は使用	土地所有者又は関係人
事業の進行	裁決申請者		

(公募によらないで特定建築者となることができる者)

第四十一条 法第二百三十六条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者のうち同条第二項各号に掲げる条件を備えたものとする。

- 一 地方公共団体が財産を提供して設立した民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人（当該法人が財産を提供して設立した同条の法人を含む。）で住宅建設の事業を行うもの
- 二 特定防災施設建築物の建築及び賃貸その他の管理を目的として設立された株式会社で、当該特定防災施設建築物に係る防災街区整備事業の施行者又は施行者である事業組合の組合員が発行済株式の総数の二分の一（施行者が地方公共団体である場合にあっては、四分の一）を超える株式を所有するもの

(その管理者等に工事を行わせることができる公共施設)

第四十二条 法第二百四十三条の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道及び同法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路

二 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道

三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川
（延滞金）

第四十三条 法第二百五十条第三項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下この項において「督促額」という。）が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。

2 前項の延滞金は、その額が十円未満であるときは、徴収しないものとする。

(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十四条 法第二百五十四条第一項の場合における法の適用についての技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第二百五十九条第一項、 第二百六十六条第一項第 五号、第二項及び第三 項、第七十三条第一 項、第八十条第二項 第五号、第八十五条 第一項、第八十九条 第一項、第二百五条第 一項第十八号及び第四	防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分

<p>第百六十二条第一項第</p>		<p>第百六十二条第一項第 一号</p>	<p>項ただし書、第二百九 条の見出し、同条第二 項前段及び第四項、第 二百二十二条第三項、第 二百二十二条第三項、 第二百四十六条第一項 、第二百四十七条の見 出し、第二百五十二条 の見出し、同条第一項</p>
<p>各共有持分又は同号の地上権の各共</p>	<p>宅地又は地上権</p>	<p>各共有持分又は第二百二十二条第一 項の規定による地上権の各共有持分</p>	
<p>各共有持分</p>	<p>宅地</p>	<p>各共有持分</p>	

<p>二 号</p>	<p>有持分</p>	<p>地積又は借地の地積</p>	<p>第百八十条第二項第七号、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災建築施設の部分</p>
<p>第二百三 条第一項</p>	<p>第二百二十二 条第一項及び第二項</p>	<p>第二百二十二 条第二項</p>	<p>第二百五 条第一項</p>	<p>次に掲げる事項</p>	<p>次の各号（第十四号を除く。）に掲げる事項</p>
<p>第二百五 条第一項第二号及び第六号、第二 百二十四条第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災建築施設の部分</p>	<p>第二百五 条第一項第四</p>	<p>宅地に対応して与えられることとな</p>	<p>宅地、借地権又は建築物に対応して</p>

号	<p>る防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等</p>	与えられることとなる防災建築施設の部分
<p>第二百五十五条第一項第十 七号、第二百二十六条 第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等</p>	防災建築施設の部分
<p>第二百五十五条第一項第十 九号</p>	<p>防災施設建築敷地又はその共有持分、 防災施設建築物の一部等</p>	防災建築施設の部分
<p>第二百七条第四項、第 二百二十二条第四項</p>	<p>防災施設建築物の所有を目的とする 地上権</p>	防災施設建築敷地
第二百九条第四項	第一項又は前項	第一項

第二百三十九条第二項	第二百十八條第四項	第二百十四條	第二百十二條第一項	第二百十一條第一項
地上権	施設建築物の一部等	、第十四号又は第十五号	第二百九条第二項又は第三項	宅地に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等に関する権利又はその権利の目的たる借地権若しくは建築物に対応して与えられるものとして定められた防災施設建築物の一部等
防災施設建築敷地	防災建築施設の部分	又は第十五号	第二百九条第二項前段	宅地、借地権又は建築物に対応して与えられるものとして定められた防災建築施設の部分

第二百四十七条第一項	価額、防災施設建築敷地の地代の額	価額
第二百五十二条第二項	防災施設建築物の所有を目的とする 地上権、防災施設建築物の一部等	防災建築施設の部分

(防災施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則に係るこの政令の適用についての読替規定)

第四十五条 法第二百五十四条第一項の場合においては、第三十六条の見出し中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権」とあり、及び同条中「防災施設建築物の所有を目的とする地上権（以下この条において単に「地上権」という。）」とあるのは「防災施設建築敷地」と、同条中「地上権の共有持分」とあるのは「防災施設建築敷地の共有持分」と、「地上権にあつては当該地上権の設定された防災施設建築敷地」とあるのは「防災施設建築敷地にあつては当該防災施設建築敷地」と、「地上権にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築敷地の利用価値」とあるのは「防災施設建築敷地にあつてはその者が取得することとなる防災施設建築物の一部の位置による当該地上権の設定された防災施設建築物の一部の位置による当該防災施設建築敷地の利用価値」とする。

(指定宅地の権利者以外の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規

定)

第四十六条 法第二百五十五条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
第百五十九条第一項、 第百六十六条第一項第 五号、第二項及び第三 項、第百七十三条第一 項、第百八十条第二項 第五号、第百八十五条 第一項、第百八十九条 第一項、第二百五条第 一項第十八号、第二百	防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地又は防災施設建築 物に関する権利

四十七条の見出し	第六十二条第一項第一号	第二百二十二条第一項の規定による 地上権 又は地上権	防災施設建築敷地の借地権 又は借地権
第六十二条第一項第二号	第八十条第二項第七号、第二百四十八条第一項	防災施設建築敷地若しくはその共有持分、 防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利
第二百五条第一項第二号及び第六号	第二百五条第一項第四号	防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は 防災施設建築物の一部等 宅地に対応して与えられることとなる 防災施設建築敷地若しくはその共	防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利 宅地、借地権又は建築物に対応して 与えられることとなる防災施設建築

	<p>有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等</p>	<p>敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第十 七号、第二百二十六条 第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第十 九号</p>	<p>防災施設建築敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第二 十三号</p>	<p>その他</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、権利変換の内容その他</p>
<p>第二百十六条第一項及</p>	<p>施行地区内の土地又は土地に定着す</p>	<p>指定宅地又はこれに定着する物件に</p>

<p>び第二項</p>	<p>る物件に関し権利を有する者及び参 加組合員又は特定事業参加者</p>	<p>関し権利を有する者</p>
<p>第二百十八条第一項</p>	<p>第二百五条第一項第三号、第八号、 第十六号又は第十七号</p>	<p>第二百五条第一項第八号</p>
<p>第二百十八条第四項</p>	<p>防災施設建築敷地の共有持分、防災 施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築敷地若しくは防災施設 建築物に関する権利</p>
<p>第二百二十二条第四項</p>	<p>防災施設建築物の所有を目的とする 地上権</p>	<p>防災施設建築敷地に関する権利</p>
<p>第二百二十五条第一項</p>	<p>新たな土地の表示の登記</p>	<p>新たな土地の表示の登記又は権利変 換手続開始の登記の抹消</p>
<p>第二百二十五条第二項 及び第三項、第二百三 十一条第五項</p>	<p>第二百二十一条第二項</p>	<p>第二百五十五条第四項</p>

第二百二十五条第二項	及び所有権以外の権利の登記の抹消	並びに権利変換に伴い消滅した権利の登記及び権利変換手続開始の登記の抹消
第二百二十八条	第二百二十一条	第二百五十五条第四項
第二百三十九条第二項	地上権又はその共有持分	防災施設建築敷地に関する権利
第二百四十四条第二項	第二百二十二条第二項又は第五項	第二百五十五条第四項
第二百四十七条第一項	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者又は施行者の所有する防災施設建築物の一部について借家権を取得した者（第二百九条第五項ただし書の規定により</p>	<p>防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得した者</p>

第二百五十二条第二項	第二百五十二条第一項	し 第二百五十二条の見出し		
防災施設建築敷地若しくはその共有	防災施設建築物の一部等	防災施設建築物の一部等	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の一部等若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額、防災施設建築敷地の地代の額又は施行者が賃貸する防災施設建築物の一部の家賃の額</p>	<p>借家権が与えられるように定められたものに限る。）</p>
防災施設建築敷地若しくは防災施設	建築物に関する権利	物に関する権利等	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額</p>	<p>防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の</p>

	持分、防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	建築物に関する権利
--	------------------------------------	-----------

(指定宅地の権利者のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十七条 法第二百五十六条第一項の場合においては、法第二百四十四条第一項中「第二百二十一条第一項又は第二百二十三条」とあるのは、「第二百五十六条第三項」とする。

(施行地区内の権利者等のすべての同意を得た場合の特則に係る法の適用についての読替規定)

第四十八条 法第二百五十七条第一項の場合における法の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定 第百五十九条第一項、 第百六十六条第一項第 五号、第二項及び第三	読み替えられるべき字句 防災施設建築物の一部等	読み替える字句 防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利
---	----------------------------	------------------------------------

<p>項、第七十三條第一 項、第八十條第二項 第五号、第八十五條 第一項、第八十九條 第一項、第二百五條第 一項第十八号</p>			
<p>第六十二條第一項第 一号</p>	<p>第二百二十二條第一項の規定による 地上権</p>	<p>防災施設建築敷地の借地権</p>	
<p>第六十二條第一項第 二号</p>	<p>地上権</p>	<p>借地権</p>	
<p>第八十條第二項第七 号</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有 持分、防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築敷地若しくは防災施設 建築物に関する権利</p>	

<p>第二百五十五条第一項第二号及び第六号</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第四号</p>	<p>宅地に対応して与えられることとなる防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等</p>	<p>宅地、借地権又は建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第十号、第二百二十六条第一項</p>	<p>防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築物に関する権利</p>
<p>第二百五十五条第一項第十</p>	<p>防災施設建築敷地又はその共有持分</p>	<p>防災施設建築敷地又は防災施設建築</p>

九号	、防災施設建築物の一部等	物に関する権利
第二百五条第一項第二十三号	その他	前各号に掲げるもののほか、権利交換の内容その他
第二百二十二条第四項	防災施設建築物の所有を目的とする地上権	防災施設建築敷地に関する権利
第二百二十五条第一項	新たな土地の表示の登記	新たな土地の表示の登記又は権利交換手続開始の登記の抹消
第二百二十五条第二項及び第三項、第二百三十一条第五項	第二百二十一条第二項	第二百五十七条第三項
第二百二十五条第二項	及び所有権以外の権利の登記の抹消	並びに権利交換に伴い消滅した権利の登記及び権利交換手続開始の登記の抹消

第二百二十六条第一項	第二百三十一条第一項の規定により算定した相当の価額に基準日	権利変換計画において定められた第二百五条第一項第十六号又は第十七号の価額に当該価額を定める基準となつた日
第二百二十八条	第二百二十一条	第二百五十七条第三項
第二百三十九条第二項	地上権又はその共有持分	防災施設建築敷地に関する権利
第二百四十四条第一項	第二百二十一条第一項又は第二百一十二条	第二百五十七条第三項
	十三条	
第二百四十四条第二項	第二百二十二条第二項又は第五項	第二百五十七条第三項
第二百五十二条第二項	防災施設建築敷地若しくはその共有持分、防災施設建築物の所有を目的とする地上権、防災施設建築物の一部等	防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利

第三款 費用の負担

(重要な公共施設)

第四十九条 法第二百六十五条第一項の政令で定める重要な防災公共施設その他の公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 防災都市計画施設その他都市施設に関する都市計画において定められた公園、緑地、広場その他の公共空地、道路、下水道、運河及び水路
- 二 道路法第二条第一項に規定する道路
- 三 河川

第四款 雑則

(都道府県知事の行う解任の投票についての都市再開発法施行令の準用)

第五十条 都市再開発法施行令第十八条及び第十九条の規定は、法第二百七十条第六項の規定による事業組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票について準用する。この場合において、同令第十八条第一項中「同項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六

項」と、同令第十九条中「法第三十六条第三項において準用する法第二十六条第一項及び第二項、法第二百二十五条第六項後段並びに第八条、第九条、第十一条、第十三条（前条第三項において準用する場合を含む。）」、第十六条（前条第三項において準用する場合を含む。）及び前条第一項」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百七十条第六項後段並びに前条第一項並びに同条第三項において準用する第十三条及び第十六条」と読み替えるものとする。

（管理規約の縦覧等）

第五十一条 施行者は、法第二百七十七条第一項の規定により管理規約を定めようとするときは、当該管理規約を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、防災施設建築物の一部を有する者又は有することとなる者にこれらの事項を通知しなければならない。

2 防災施設建築物の一部を有する者又は有することとなる者は、縦覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出することができる。

第五十二条 施行者は、法第二百七十七条第一項の認可を申請し、又は同項の協議を申し出ようとする

きは、併せて前条第二項の規定により提出された意見書の要旨を提出しなければならない。

（書類の送付に代わる公告）

第五十三条 法第二百七十九条第一項の規定による公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載して行ふほか、施行者がその公告すべき内容を施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、当該施行地区の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。
- 3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間しなければならない。
- 4 法第二百七十九条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第五十四条 法第二百八十三条第一項第一号の政令で定める行為は、既存の建築物の敷地内において行う

車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築とする。

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第五十五条 法第二百八十三条第一項第三号の政令で定める行為は、施行予定者が当該防災都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

（公告の方法等）

第五十六条 法第二百八十三条第三項において準用する都市計画法第八十一条第二項の公告については都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十七号）第四十二条第一項及び第三項の規定を、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の公告については同令第四十二条第一項の規定を準用する。

2 施行予定者は、法第二百八十四条において準用する都市計画法第五十二条の三第一項の規定により公告したときは、国土交通省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内の適当な場所に掲示しなければならない。

(収用委員会に対する裁決の申請手続についての都市計画法施行令の準用)

第五十七条 都市計画法施行令第十八条の規定は、法第二百八十五条において準用する都市計画法第五十二条の四第二項後段において準用する同法第二十八条第三項又は法第二百八十六条第二項において準用する都市計画法第二十八条第三項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請する場合について準用する。この場合において、同令第十八条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次の各号(第三号を除く。)に掲げる事項及び密集市街地整備法第三十条第一項に規定する防災都市施設の種類」と読み替えるものとする。

第六章 防災街区整備推進機構

第十九条の見出し及び同条第一項中「組合」を「計画整備組合」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条の見出し中「組合」を「計画整備組合」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「同条第三項」を「同条第四項」に、「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に、「組合」を「計画整備組合」に

改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「土地区画整理法」の下に、「(昭和二十九年法律第百十九号)」を加え、「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条第三号中「特定防災街区整備地区計画」を「促進地区内防災街区整備地区計画」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第六章の規定の適用についての読替規定)

第十七条 法第四十五条の二第一項の規定による法第六章の規定の適用については、法第二百二十六条第一項(法第二百二十九条第二項及び第二百四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)中「その者」とあるのは「計画整備組合の組合員」と、「認可を申請しようとする者に」とあるのは「計画整備組合の組合員に」とする。

第十三条を第十五条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 防災街区計画整備組合

第十二条第二号中「都市計画法」の下に、「(昭和四十三年法律第百号)」を加え、同条を第十四条とし

、同条の次に次の節名を付する。

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

第十一条第一号中「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による」及び「（第十六条において「土地区画整理事業」という。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 防災街区整備事業の施行として行う行為

第十一条を第十三条とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

第六条（見出しを含む。）中「第三十二条第二項第二号及び第三号」を「第三十二条第二項第三号」に改め、同条を第八条とする。

第五条を第七条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条を第四条とする。

第一条第一項中「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の目次、一章及び章名を加える。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（第三条 第七条）

第三章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画（第八条 第十四条）

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十五条）

第三節 防災街区計画整備組合（第十六条 第二十三条）

第四章 防災街区整備事業

第一節 総則（第二十四条）

第二節 施行者

第一款 総則（第二十五条・第二十六条）

第二款 個人施行者（第二十七条）

第三款 防災街区整備事業組合（第二十八条 第三十条）

第四款 事業会社（第三十一条）

第五款 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第三十二条）

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等（第三十三条・第三十四条）

第二款 権利変換手続（第三十五条 第四十八条）

第三款 費用の負担（第四十九条）

第四款 雑則（第五十条 第五十二条）

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十四条 第五十七条）

第六章 防災街区整備推進機構（第五十八条・第五十九条）

第七章 雑則（第六十条・第六十一条）

附則

第一章 総則

(防災公共施設)

第一条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める公共施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）とする。

(公共施設)

第二条 法第二条第十号の政令で定める公共の用に供する施設は、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。

第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（第三百三十六條の二 第三百三十六條の二の三）
「第七章の二 防火地域又は準防火地域内の建築物（第三百三十六條の二 第三百三十六條の二の三）
」を

第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物（第三百三十六条の二の四）

に、「第三百三十六条の二の四」を「第三百三十六条の二の五」に、「第三百三十六条の二の七」を「第三百三十六条の二の八」に、「第三百三十六条の二の八」を「第三百三十六条の二の九」に、「第三百三十六条の二の九」を「第三百三十六条の二の十」に、「第三百三十六条の二の十一」を「第三百三十六条の二の十二」に、「第三百三十六条の二の十二」を「第三百三十六条の二の十三」に、「第三百三十六条の二の十四」を「第三百三十六条の二の十五」に、「第三百三十六条の二の十五」を「第三百三十六条の二の十六」に、「第三百三十六条の二の十六」を「第三百三十六条の二の十七」に改める。

第十三条の二第一号中「第三百三十六条の二の九第一号」を「第三百三十六条の二の十第一号」に、同条第二号中「第三百三十六条の二の九第二号」を「第三百三十六条の二の十第二号」に改める。

第一百十二条第二項中「又は法第六十二条第一項」を「、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第二十一条第一項ただし書の規定により第二百二十九条の二三第一項第一号口に掲げる基準に適合

する建築物とした建築物、法第二十七条第一項ただし書の規定により第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第二項、法第六十二条第一項若しくは法第六十七条の二第一項の規定により第百九条の三第二号若しくは第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火建築物とした建築物で、延べ面積が千平方メートルを超えるものについては、第一項の規定にかかわらず、床面積の合計千平方メートル以内ごとに同号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならぬ。

第百三十条の九第一項中「」を除く」を「」並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く」に改める。

第百三十五条の六第一項第一号中「の水平投影面積の合計が建築物の建築面積の八分の一以内であつて、かつ、その部分の高さが十二メートル以内であるもの」を「でその水平投影面積の合計が建築物の建築面積の八分の一以内のもの」の頂部から十二メートル以内の部分」に改める。

第百三十六条の二の十六を第百三十六条の二の十七とする。

第七章の七中第百三十六条の二の十五を第百三十六条の二の十六とする。

第七章の六中第三百三十六条の二の十四を第三百三十六条の二の十五とし、第三百三十六条の二の十三を第三百三十六条の二の十四とし、第三百三十六条の二の十二を第三百三十六条の二の十三とする。

第七章の五中第三百三十六条の二の十一を第三百三十六条の二の十二とし、第三百三十六条の二の十を第三百三十六条の二の十一とする。

第三百三十六条の二の九第一号イ中「第六十六条を除く。」の下に「、法第六十七条の二第一項（門及び扉に係る部分を除く。）」を加え、第七章の五中同条を第三百三十六条の二の十とする。

第七章の四中第三百三十六条の二の八を第三百三十六条の二の九とする。

第七章の三中第三百三十六条の二の七を第三百三十六条の二の八とし、第三百三十六条の二の六を第三百三十六条の二の七とし、第三百三十六条の二の五を第三百三十六条の二の六とする。

第三百三十六条の二の四第一項第十二号ロ中「（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）」を削り、「及び(2)」を「に掲げる構造としなければならないとされるものであること又は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については次の(2)及び(3)」に改め、同号ロ中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(1)として次のように加える。

(1) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

第七章の三中第三百三十六条の二の四を第三百三十六条の二の五とする。

第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の二の二 特定防災街区整備地区内の建築物

(建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定)

第三百三十六条の二の四 法第六十七条の二第六項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一 防災都市計画施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さによる。

二 敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分の水平投影の長さによる。

2 法第六十七条の二第六項に規定する建築物の高さの算定については、建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分(同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超

える部分を除く。)の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。

第三百三十六条の十第一号イ中「(準防火地域)」の下に「(特定防災街区整備地区を除く。)」を加え、同号口中「準防火地域内」を「準防火地域(特定防災街区整備地区を除く。)」内に改め、同条第三号イ中「準防火地域」の下に「(特定防災街区整備地区を除く。)」を加える。

第三百三十七条中「又は法第六十二条第一項」を「、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項」に改める。

第三百三十七条の四第一号中「第三百三十六条の二の四第一項第二号」を「第三百三十六条の二の五第一項第二号」に改める。

第三百三十七条の七の見出し中「防火地域」の下に「及び特定防災街区整備地区」を加え、同条中「第六十一条」の下に「又は法第六十七条の二第一項」を加える。

第三百三十七条の九中「又は法第六十二条第一項」を「、法第六十二条第一項又は法第六十七条の二第一項」に改める。

第四百四十八条第二項第二号中「第五十三条の二第一項」の下に「、法第六十七条の二第三項第二号」を

加える。

(都市計画法施行令の一部改正)

第三条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条中「及び住宅街区整備事業」を「、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業」に改め、同条に次の一号を加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)による防災街区整備事業で施行区域の面積が三ヘクタールを超えないもの

第二十二条(見出しを含む。)中「第二十九条第一項第十一号」を「第二十九条第一項第十二号」に改める。

第三十四条第一号中「第九号まで」を「第十号まで」に改める。

第三十八条の六に次の一号を加える。

五 密集市街地整備法による防災街区整備事業の施行として行う行為

(都市再開発法施行令の一部改正)

第四条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表第九十四条第六項の項を次のように改める。

第九十四条第六項	
及びその相手方	及び施行者
損失の補償及び補償をすべき時期	都市再開発法第七十三条第一項第三号、第十一号又は第十二号に掲げる宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額
同条第五項	同条第二項中「場合において、その和算の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項
第六十三条第三項中	第六十三条第二項中「損失の補償」とあるのは「都市再開発法第七

<p>を 除 く。 ）</p> <p>れ ら の 者 の う ち 起 業 者 で あ る 者</p> <p>裁 決 申 請 者 又 は そ の 相 手 方 （ こ</p>	<p>若 し く は そ の 相 手 方</p>	<p>第 九 十 四 条 第 三 項</p>	
<p>裁 決 申 請 者</p>	<p>若 し く は 施 行 者</p>	<p>都 市 再 開 発 法 第 八 十 五 条 第 三 項 に お い て 準 用 す る 第 九 十 四 条 第 三 項</p>	<p>事 業 計 画」と、</p> <p>に よ る 第 一 種 市 街 地 再 開 発 事 業 の</p> <p>認 定」とあるのは「都市再開発法</p> <p>価 額」と、同条第三項中「事業の</p> <p>建 築 物 又 は こ れ ら に 関 す る 権 利 の</p> <p>は 第 十 二 号 に 掲 げ る 宅 地 若 し く は</p> <p>十 三 条 第 一 項 第 三 号、第 十 一 号 又</p>

第三十四条に次の二項を加える。

2 施行者は、権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は権利変換計画について第二十五条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、前項の差押えに係る権利について国土交通省令で定める事項を同項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

3 第一項の差押えに係る宅地若しくは建築物又はその宅地に存する既登記の借地権について法第七十条第五項の規定により権利変換手続開始の登記が抹消されたときは、施行者（組合にあつては、その清算人）は、遅滞なく、その旨を第一項の差押えに係る配当機関に通知しなければならない。

第四十六条の二中「第百十八条の六第三項」を「第百十八条の六第四項」に改める。

第四十六条の十五の表第二条第十号、第四十四条、第五十二条第二項第七号、第七十三条第一項第二号、第四号、第六号、第九号、第十二号及び第十五号、第七十五条第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条第三項、第七十八条第一項、第八十五条第四項、第八十九条、第九十一条第一項、第百三条第一項及び第二項、第百四条第一項、第百八条第二項、第百十条第三項、第百十一条、第百十八条の十、第百十八条の二十一第一項及び第三項、第百十八条の二十五の二、第百十八条の二十八第二項の項中「第百

十条第三項」を「第百十条第四項」に改め、同表第二条の二第一項及び第三項第三号、第七条の十三第一項、第十一条第一項の項中「第十一条第一項」の下に「、第二百二十五条の二第二項」を加え、同表第二条の二第三項第四号、第十四条、第五十条の四の項を次のように改める。

<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、同条第二項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>
	<p>借地の地積</p>	<p>借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）</p>

<p>の四第一項、第百十八条の六第二項</p>	<p>借地の総地積</p>	
<p>第二条の二第三項第四号前段、第十四条第一項、第五十条の四第一項</p>		<p>その区域内の特定仮換地以外の借地及びその区域内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積</p>
<p>第二条の二第三項第四号後段、第十四条第二項及び第五十条の四第二項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>宅地又は借地の地積</p>	<p>宅地又は借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又は借地にあつては、当該宅地又は借地についての特定仮換地の地積）</p>

第四十六条の十五の表第十四条、第五十条の四の項中「第十四条、第五十条の四」を「第十四条第一項、第五十条の四第一項」に改め、同表第七十三条第一項第二号、第七十六条第一項、第七十七条第一項、

第百八条第一項の項、第七十三条第一項第二号、第三号及び第十一号、第八十九条、第百四条第一項、第百八条第一項、第百十八条の三第一項、第百十八条の七第一項第三号、第百十八条の十、第百十八条の十一第一項及び第二項、第百十八条の二十三第一項の項、第七十三条第一項第七号、第八十八条第五項、第百八条第一項の項及び第百八条第一項の項中「第百八条第一項」を「第百八条第一項第二号」に改め、同表第百十八条の六第二項の項を次のように改める。

<p>第百十八条の六第二項</p>	<p>宅地に</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に</p>
<p>第四十六条の十五の表第百十八条の六第二項の項の次に次のように加える。</p>		
<p>第百十八条の六第二項、同条第三項において準用する第七条の二第五項</p>	<p>宅地の地積</p>	<p>宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）</p>

	借地の地積	借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）
第百十八条の六第二項	借地の総地積	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積
第百十八条の六第三項において準用する第七条の二第五項	宅地又は借地の地積	宅地又は借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地又は借地にあつては、当該宅地又は借地についての特定仮換地の地積）

(都市基盤整備公団法施行令の一部改正)

第五条 都市基盤整備公団法施行令(平成十一年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改め、「住宅」の下に「又は同法第三十条第一項に規定する防災都市施設の整備と一体となつて同法第二条第三号に規定する特定防災機能を確保するために必要な住宅」を加える。

第三十条第一項第二号中「第二十三条第二項第一号」を「第二十三条第三項第一号」に改める。

第三十一条第一項第十二号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十三条第三項」を加え、同項第二十二号中「第三十三条第一項第三号」の下に「及び第二百八十一条第一項」を加える。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む。)中「第三十七条第一項第六号」を「第三十七条第一項第八号」に改める。

第七条第一号中「若しくは第五十八条第一項」を「又は第五十八条第一項」に改め、「又は土地区画整

理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第七十一条の二第一項若しくは第七十一条の三第十四項（同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）を削り、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

- 二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百三十六条第一項若しくは第三項、第五百五十七条第一項（事業計画の変更（同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第六十五条第一項、第七十二条第一項（同条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。）又は第八十八条第一項（同条第四項の国土交通省令で定める軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可 三月
- 三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項前段若しくは第三項前段、第三十九条第一項前段（事業計画の変更（土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第四条第一項に規定する軽微な変更を除く。）の認可に係る部分に限る。）、第七十一条の二第一項又は第七十

一条の三第十四項（同令第四条に規定する軽微な変更の認可に係る部分を除く。）の規定による認可

三月

（地方自治法施行令の一部改正）

第七条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令（平成八年政令第二百十三号）の項の次に次のように加える。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）	この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（都道府県、都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものを除く。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。） 二 第二十六条に規定する事務（都市基盤整備公団、地域振興
---	---

整備公団又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

別表第二計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の項の次に次のように加える。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成

成九年政令第三百二十四号）

この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの

一 第二十五条及び第五十三条第二項に規定する事務（個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は地方住宅供給公社（市のみが設立したものに限る。次号において同じ。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

二 第二十六条に規定する事務（事業組合、事業会社又は地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）

三 第二十八条において準用する都市再開発法施行令第八条第

(地方税法施行令の一部改正)

第八条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条の四の次に次の一条を加える。

(法附則第三十一条の三第七項の防災街区整備推進機構等)

第十五条の五 法附則第三十一条の三第七項に規定する政令で定める防災街区整備推進機構は、同項に規定する防災街区整備推進機構のうち、民法第三十四条の法人であるものとする。

2 法附則第三十一条の三第七項に規定する政令で定める土地は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百九十条第三号イに掲げる土地で、都市計画法第十二条の四第一項第二号に規定する防災街区整備地区計画の区域内にあるものとする。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第九条 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「住宅街区整備事業」の下に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法

律（平成九年法律第四十九号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

（土地収用法施行令の一部改正）

第十条 土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表八の項納付しなければならない者の欄イ中「同法第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十五条」を加え、同法第二十八条第三項」を「都市計画法第二十八条第三項」に改め、同欄に次のように加える。

ホ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八条第一項

（道路法施行令の一部改正）

第十一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「必要な施設」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設」を加え

る。

(都市公園法施行令の一部改正)

第十二条 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第九号中「除く。」の下に「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)」を加える。

第十六条第八号中「市街地再開発事業」の下に「又は防災街区整備事業」を加える。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項第五号を次のように改める。

五 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地におけ

る防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百九十条第三号イに掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行う同法第二百八十九条第一項に規定する防災街区整備推進機構（民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。）

第二十二條の八第十四項中「政令で定める」の下に「防災街区整備推進機構は、民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加える。

第三十八條の四第十一項第三号中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同条第十項第五号を次のように改める。

五 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百九十条第三号イに掲げる土地の取得、管理及び譲渡を行う同法第二百八十九条第一項に規定する防災街区整備推進機構（民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。）

第三十九条の五第十五項中「政令で定める」の下に「防災街区整備推進機構は、民法第三十四条の規定により設立された法人でその設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ、かつ、その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規定する政令で定める」を加える。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第十四条 住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「ものであつて、」を「もの（）」に改め、「とするもの」の下に「に限る。」

「」を加え、同条第二項第十三号中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「（平成九年法律第四十九号）」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 都市計画法第八条第一項第五号の二の特定防災街区整備地区内の中高層耐火建築物

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百十七条第五号に規定する防災施設建築物である中高層耐火建築物（以下「中高層防災施設建築物」という。）

第十三条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、「施設建築物」の下に「又は中高層防災施設建築物」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七十七条第二号に規定する施行地区内に同条第四号に規定する宅地を所有する者、当該施行地区内に権原に基づき存する建築物を所有する者又は当該施行地区内の建築物について同法第二条第十五号に規定する借家権を有する者が当該施行地区内の中高層防災施設建築物を購入する場合 中高層防災施設建築物の購入価額及び中高層防災施設建築物の購入に付随して新たに取得する土地又は借地権の価額のそれぞれ九割に相当する金額

第十七条第一項の表六の項及び附則第四項第三号中「施設建築物」の下に「又は中高層防災施設建築物」を加える。

（日本道路公団法施行令の一部改正）

第十五条 日本道路公団法施行令（昭和三十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加える。

（道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第二項第一号中「住宅街区整備事業」の下に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業」を加える。

（首都高速道路公団法施行令の一部改正）

第十七条 首都高速道路公団法施行令（昭和三十四年政令第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加える。

（阪神高速道路公団法施行令の一部改正）

第十八条 阪神高速道路公団法施行令（昭和三十七年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第八号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加える。

（地域振興整備公団法施行令の一部改正）

第十九条 地域振興整備公団法施行令（昭和三十七年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第十号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第十八号中「（平成九年法律第四十九号）」を削り、「第三十三条第一項第三号」の下に「及び第二百八十一条第一項」を加える。

（組合等登記令の一部改正）

第二十条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表一防災街区整備組合の項及び別表二防災街区整備組合の項中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二十一条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十七条の二第三項第二号」を、「第三十条九条第二項」の下に「、第四十三条の二」を加え、同条第五号の三中「第一百五十五条第一項」を「第一百六十六条第一項、第九百九十七条第一項及び第二百八十三条第一項」に改める。

第三条第一項第一号中「第五十七条の四」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条」を加え、同項第二号中「第四十三条」の下に「、第四十三条の二」を、「第六十二条」の下に「、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで」を加え、同項第十二号の四中「第二項」の下に「、第九十七条第一項、第二百三十条並びに第二百八十三条第一項」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第二十二条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第二十三条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の八を第五条の十とし、第五条の五から第五条の七までを二条ずつ繰り下げ、第五条の四の次に次の二条を加える。

（法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構）

第五条の五 法第一条第二項第一号の政令で定める防災街区整備推進機構は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であるものとする。

（法第一条第二項第一号の政令で定める土地）

第五条の六 法第一条第二項第一号の政令で定める土地は、都市計画法第十二条の四第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域内の密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百九十条第三号イに掲げる土地とする。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第七号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（本州四国連絡橋公団法施行令の一部改正）

第二十五条 本州四国連絡橋公団法施行令（昭和四十五年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十一号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第二十号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

第二十七条 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第百十九条第一項若しくは第三項の規定による施行者

(土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第二十八条 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街

区整備事業 防災街区整備事業組合又は同法第一百九条第一項若しくは第三項の規定による施行者

(幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令(昭和五十五年政令第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一号を加える。

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街

区整備事業の施行として行う行為

(農住組合法施行令の一部改正)

第三十条 農住組合法施行令(昭和五十六年政令第七十号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(市民農園整備促進法施行令の一部改正)

第三十一条 市民農園整備促進法施行令(平成二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二百八十一

条第一項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第三十一条第二項に規定する

防災都市計画施設(公園及び緑地を除く。)の区域

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第三十二条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十七条の二第三項第二号」を、「第三十九条

第二項」の下に「、第四十三条の二」を加え、同条第六号の二中「第一百五十五条第一項」を「第一百六条第

一項、第九十七条第一項及び第二百八十三条第一項」に改める。

(行政手続法施行令の一部改正)

第三十二条 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農水産業協同組合貯金保険機構」の下に「、防災街区整備事業組合」を加える。

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令の一部改正）

第三十四条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一号まで」を「第十二号まで」に改める。

（中小企業総合事業団法施行令の一部改正）

第三十五条 中小企業総合事業団法施行令（平成十一年政令第二百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第九号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（雇用・能力開発機構法施行令の一部改正）

第三十六条 雇用・能力開発機構法施行令（平成十一年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第五号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第十一号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令の一部改正）

第三十七条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百六号を次のように改める。

百六 防災街区整備事業組合

（日本郵政公社法施行令の一部改正）

第三十八条 日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第二十七号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第三十七号中「

（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第三十九条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十一号中「第六十五条第三項」の下に「並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百八十三条第三項」を加え、同項第十七号中「（平成九年法律第四十九号）」を削る。

（独立行政法人環境再生保全機構法施行令の一部改正）

第四十条 独立行政法人環境再生保全機構法施行令（平成十五年政令第四百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七条の改正規定中「第二十号」を「第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第二十二号から第二十八号まで」を「第二十三号から第二十九号まで」に、「前項第二十五号」を「前項第二十六号」に、「前項第二十四号

」を「前項第二十五号」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四十一条 国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十四号中「関すること」の下に「防災街区整備事業及び」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号に次のように加える。

二 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

第七条第一項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条第一項に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

第七条第二項中「前項第二十五号」を「前項第二十六号」に改める。

第十条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改

め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 防災街区整備事業に関すること（都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。）。

第八十七条第二号中「平成九年法律第四十九号。第三十一条」を「第三章並びに第六章第一節、第三節及び第四節」に、「住宅局及び市街地整備課の所掌に属するもの」を「防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関すること」に改める。

第八十八条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号に次のように加える。

八 防災街区整備事業（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）に係る業務

第八十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関すること。

第二百二十条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」

に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 防災街区整備事業に関する事(都市基盤整備公団の行う業務に関する事及び都市・地域整備局の所掌に属するものを除く。)

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年十二月十九日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、公共の用に供する施設の範囲、不適合建築物の数及び建築面積の割合の最低限度並びに個別利用区内の宅地への権利変換の申出に係る基準面積を定める等関係政令の規定について所要の整備を行う等の必要があるからである。